

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三笠市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 三笠全域

(1) 現況

三笠市は、北海道の中心からやや西、夕張山地の西端に位置する。山地の中にあるため、市内の大部分が山間地域である。営農形態としては、水稻と畑作、野菜複合が多い。近年では、醸造用ぶどう栽培等の果樹も盛んになってきている。

市内の山間地域は大部分が緩傾斜地帯であること、市内全域が特定農山村地域、過疎地域に指定されていることなどから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近年、土壌不良等の問題から、環境負荷を考慮した農業生産活動の実施が課題となっており、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、三笠市では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を各地域において推進するとともに、全域的に同項第3号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 大里地域

(1) 現況

本地域は、三笠市街から南西に位置する中山間地域で、営農形態としては水稻・野菜複合が行われている。緩傾斜地帯であること、また特定農山村地域、過疎地域に指定されていることなどから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近年、土壌不良等の問題から、環境負荷を考慮した農業生産活動の実施が課題となっており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 萱野地域

(1) 現況

本地域は、大里地域の西側に隣接する中山間地域で、営農形態としては水稻・野菜複合と、畑作を中心とする。緩傾斜地帯であること、また特定農山村地域、過疎地域に指定されていることなどから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近年、土壌不良等の問題から、環境負荷を考慮した農業生産活動の実施が課題となっており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 萱野南地域

(1) 現況

本地域は、三笠市で最も南西にあり、萱野地域の南に位置する中山間地域である。営農形態としては酪農専業、水稻・畑野菜複合が混在している。緩傾斜地帯であること、また特定農山村地域、過疎地域に指定されていることなどから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近年、土壌不良等の問題から、環境負荷を考慮した農業生産活動の実施が課題となっており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 達布地域

(1) 現況

本地域は、三笠市街西に位置する山間部に形成された中山間地域である。営農態としては、山の傾斜を利用した醸造用ぶどう栽培を中心とした果樹専業が盛んであり、また野菜専業が点在している。緩傾斜地帯であること、また特定農山村地域、過疎地域に指定されていることなどから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近年、土壌不良等の問題から、環境負荷を考慮した農業生産活動の実施が課題となっており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進することで、多面的機能の

発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大里地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	萱野地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	萱野南地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	達布地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象地域及び対象農用地

(1)対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成されている場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

三笠市全域（特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田：1/100以上1/20未満の勾配で市内の該当する全ての農用地。
畑、草地及び採草放牧地：8度以上15度未満の勾配で市内の該当する全ての農用地。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2)その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受委託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下、「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取り組みを選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和2年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた6～10年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取り組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の2のアの単価（以下、「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、次に例示する事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

② 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）
- ⑥その他将来にわたって適正に農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 集落戦略の作成

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について協定参加者が協議し、集落全体の指針を作成する。

また、人・農地プランの実質化を進めている場合は、その内容と整合を図るとともに、農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

なお、市は、集落協定における集落戦略の作成において、話し合いの促進、具体的な対策等に関する助言、外部の有識者の助言を得る等、必要な指導・支援を積極的に行うものとする。

- (ア) 協定農用地の将来像
- (イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- (ウ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- (エ) 具体的な対策に向けた検討
- (オ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- (カ) 農業生産活動等の継続のための支援対策

ウ 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

(5)加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が令和2年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業の受委託契約に基づき、5年以上（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、令和6年度まで交付する。

(6)食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

集落協定において、主に生産している作物等の作付け面積の目標を数値で記載する。

(7)集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8)農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9)農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興整備計画を見直す。

3 個別協定の共通事項

(1) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、これに準ずる者として市長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下、「認定農業者等」という。）が、農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について次のアからカまでの事項を規定する（ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名（出し手）
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 三笠市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び30ha以上（草地では100ha以上）の経営規模を有している場合（特定農業者を除く。）で、実施要領第6の2の(1)のアの（ウ）で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第6の2の(2)のイに定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として令和6年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合。

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

4 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等

を行う者とする。

- (1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- (2) 特定農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、三笠市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく経営体で市長が認定する者とする。

5 集落相互間等の連携

当市は、対象行為の取り組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取り組みが円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、当市は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業等の状況に応じて、農業公社、NPO 法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

6 交付金の使用方法

三笠市の交付金の使用方法については、次のとおり三笠市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1)集落協定の場合

- ア 三笠市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。
集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動及び集落戦略の作成に要する経費

(カ) 加算措置適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

(2)個別協定の場合

三笠市は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

7 交付金の返還等

(1)交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含む）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、当該農用地について協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、三笠市や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あつせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であって、市長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

イ マスタープランに定めた取り組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取り組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には次年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が令和6年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、令和6年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

集落協定広域化加算について、返還となる場合及びその場合の措置により集落協定に定めた人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定組織、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には、当該変更年度）（広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合にあっては、令和2年度又は令和3年度に限る。）内に行われなかった場合は、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめることとし、変更年度以降の当該加算措置の適用を受けることはできない。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額（令和2年度及び令和3年度に当該加算措置の適用を開始した場合には、取組の初年度に交付された部分を除く。）について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(2)不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業（土地収用法第3条）の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 自己施工により農道又は水路に転用した場合

オ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに三笠市、農業委員会等に対し、受託者、賃借等のあっせん等を申し出る。

8 三笠市における生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

当市は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後

の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策（新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等）について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

(1)生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

(ア) 農作業の効率化を図れるように、関係機関との協力により指導等を行う。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

(ア) コスト意識を向上させ、機械等の共同利用を促す。

ウ 農作業の共同化を進める。

(ア) 共同取組活動を通じ、各農業者の意識向上を図る。

エ コントラクター組織の活用による飼料生産の集団的委託を進める。

(ア) 今後見込まれる遊休農地の解消を図るため、コントラクター組織の立ち上げを検討する。

オ 農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

(ア) 農業委員会等と連携し、農用地の集約を図るよう努める。

カ 高付加価値型農業の推進を図る。

(ア) 有機農業を推進し、クリーン農業を推進する。

キ 地場産農産物等の加工・販売を図る

(ア) 加工品等の販売を推進し、収益向上を図れるよう検討を進める。

(2)担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

(ア) 研修先農家を確保し、就農しやすい体制の整備に努める。

(イ) 魅力のある農業を検討し、集落との協議を重ねる。

イ 認定農業者の育成を図る。

(ア) 認定農業者制度の周知を図り、認定農業者数の増加に努める。

ウ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

(ア) 担い手育成に努める。

オ 担い手への農作業の受委託を推進する。

(ア) 農作業受委託組織の設立を目指し、農作業の委託化を進める。

(3)生活環境の整備等に関する目標

ア 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

(ア) 草刈り等の保全について、持続的に取り組むよう促す。

イ 集落の再編整備を図る。

(ア) 他集落等との連携を推進する。

ウ 高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

(ア) 高齢農業者の技術継承を検討する。

9 実施状況の公表及び評価

市長は毎年、集落の取り組み状況について評価を行う。

また、市長は、中間年評価として、令和4年度の実施状況の確認に併せて令和5年8月末までに集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、令和6年8月末までに最終評価を行う。

なお、市長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

10 その他必要な事項

(1)農業生産条件の強化の工種は次のとおりとする。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施行による用排水路の敷設 ・水路(コンクリート2次製品)の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装。コンクリート舗装